

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に改める。

別表の第2条第7号に該当する者の項中「及び平成28年度相当分」を「、平成28年度相当分及び平成29年度相当分」に改め、同表の第2条第8号に該当する者の項中「及び平成28年度相当分」を「、平成28年度相当分及び平成29年度相当分」に、「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に、「平成27年の」を「平成28年の」に、「の平成28年度相当分」を「の平成29年度相当分」に、「平成28年4月分」を「平成29年4月分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。